

成人と高齢者のために

1. 社会参加と生きがいづくり

- シルバー人材センター……………78
- 高齢者クラブ……………78
- シルバーパス……………79
- 老人福祉センター「じゅらく苑」……………79
- 高齢者在宅サービスセンター
「いこいの里」……………80
- 敬老のつどい……………80
- 高齢者レクリエーションのつどい……………81
- お好み講座、いきいき講座、ボランティア講師による講座……………81
- 老齢基礎年金……………82

2. 健康を守るために

- 後期高齢者医療制度……………83
- 健康なんでも相談……………84
- 胃がん検診・肺がん検診……………84
- 乳がん検診……………85
- 子宮頸がん検診……………86
- 大腸がん検診……………86
- 肝炎ウイルス検診……………86
- 特定健康診査……………87
- 後期高齢者医療健康診査……………88
- 30歳・35歳健康診査……………88
- 成人歯科健康診査……………89
- 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種……………89
- 高齢者インフルエンザ予防接種……………90
- 骨髄移植ドナー支援事業……………90

3. 助成・給付について

- 敬老金の支給……………92
- 水道・下水道の使用料金の助成……………92
- 福祉電話事業……………93
- 自立支援住宅改修給付事業……………93
- おむつ給付事業……………94
- 家族介護慰労金の支給……………95

4. 高齢者の見守り活動

- 救急通報システム事業……………96
- 住宅火災通報システム事業……………96
- 徘徊高齢者探索サービス事業……………96
- 配食サービス事業……………97
- 友愛訪問員の訪問事業……………97

5. その他

- ねたきり高齢者等寝具乾燥事業……………99
- 福祉有償運送事業
(ふれあいキャリー)……………99
- 家族介護支援事業……………100
- 福祉機器貸し出し事業……………100
- 総合相談……………101
- 権利擁護事業……………102
- 養護老人ホームへの入所措置……………102
- 廃棄物処理手数料の減免……………103

1 社会参加と生きがいづくり

●●シルバー人材センター

原則 60 歳以上の健康な方で、働く意欲のある方なら誰でも入会の申し込みができ、仕事の内容に応じて配分金（報酬）が支払われます。

■仕事の内容

- ①宛て名書き、毛筆、賞状書き、書類整理
- ②植木の剪定、除草
- ③組立、包装、封入など内職作業
- ④大作業、ふすま・障子・網戸の張り替え
- ⑤掃除、家事援助等
- ⑥事業所等での軽作業・屋外作業など

■会員の会費

年会費 1 人 2,000 円

■その他

各種技能講習、体験教室、ボランティア活動、サークル活動を行っています。

◆問い合わせ◆ 公益社団法人羽村市シルバー人材センター 電話 554-5131

●●高齢者クラブ

高齢者クラブは、高齢期の生活を楽しく有意義なものにするために、地域の人たちによって自主的につくられた団体です。市内には29のクラブがあります。あなたも高齢者クラブに入会して、新しい生きがいを見つけてみませんか。

■入会資格

おおむね 60 歳以上の方

■活動内容

健康増進を旨とする活動、教養講座や趣味のサークル活動、地域に即したボランティアや交流活動、高齢者福祉バスを活用した研修など

■手続き

加入の申込みは、お住まいの地域の高齢者クラブ会長または高齢福祉介護課まで

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●シルバーパス—都

満70歳以上の都民の方に、申し込みにより都営交通、都内を走行する民営バス等を利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。

■費用

(1) 住民税非課税の方または、住民税課税の方で前年の合計所得金額が135万円以下の方 1,000円

(2) (1)以外の方 20,510円

※適用は、発行日によって異なりますので、一般社団法人東京バス協会にお問い合わせください。

■申込方法

費用と必要書類をご用意の上、最寄のシルバーパスを取り扱っているバス営業所等にお申し込みください。

■必要書類

①保険証または運転免許証など住所・氏名・生年月日を確認できる書類

② (ア) 介護保険料納入(決定)通知書

(イ) 住民税非課税/課税証明書

(ウ) 生活保護受給証明書(「生活扶助」の記載があるもの)

※①は全員、②は住民税非課税の方または、住民税課税の方で前年の合計所得金額が135万円以下の方のみ、(ア)～(ウ)のいずれか1つ

■パスの有効期間

発行日～翌年9月30日

◆問い合わせ◆ 一般社団法人東京バス協会 電話 03-5308-6950

●●老人福祉センター「じゅらく苑」

コミュニティセンターに併設されている老人福祉センター「じゅらく苑」は、グループや団体での利用はもちろん、個人でも無料で利用できる高齢者のための施設です。

■所在地

羽村市緑ヶ丘5-2-6(市役所となり)

■開館時間

午前9時～午後10時

※お風呂の利用時間は、火・木・土曜日の午後1時から午後4時までです。

■利用対象者

市内在住の60歳以上の方

■休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日と重なった場合は開館します）、年末年始（12月29日から1月3日）

■その他

お風呂を利用される方は、タオル等の入浴用具をご持参ください。また、利用者証が必要となりますので、事前に高齢福祉介護課までお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●高齢者在宅サービスセンター「いこいの里」

いこいの里は、在宅サービスセンターと老人福祉センターが併設されている施設です。談話ホール、お風呂（男女各1）、娯楽室（カラオケ・卓球）、集会室などがあり、高齢者の方ならどなたでも無料でご利用いただけます。なお、施設をご利用いただく際には、利用者証が必要となりますので、事前にいこいの里または高齢福祉介護課までお問い合わせください。

■所在地

羽村市羽加美4-18-6

■開館時間

午前9時～午後4時30分

※お風呂の利用時間は、月・水・金曜日の正午から午後3時30分までです。

■利用対象者

市内在住の60歳以上の方

■休館日

毎月の最終日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

■その他

館内は土足厳禁となっていますので、上履きをご持参ください。

お風呂を利用される方は、タオル等の入浴用具をご持参ください。

◆問い合わせ◆ いこいの里 電話 578-0678

●●敬老のつどい

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者に感謝と敬意を表し、長寿を祝うとともに、交流の機会として、敬老の日にあわせて式典などを行います。

■開催日

9月第3月曜日（敬老の日）

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●高齢者レクリエーションのつどい

高齢者の交流の機会の確保と、レクリエーションを通じて健康の増進と親睦を深めることを目的として開催します。

■開催日

6月

■対象者

市内在住の60歳以上の方

■会場

羽村市スポーツセンター

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●お好み講座、いきいき講座、 ボランティア講師による講座

高齢者を対象に、様々な講座を開催します。

■対象者

市内在住の60歳以上の方

■会場

老人福祉センターじゅらく苑、高齢者在宅サービスセンターいこいの里

■内容

〔じゅらく苑〕 お好み講座：民踊（新舞踊）、囲碁、将棋、華道
ボランティア講師による講座：切り絵、茶道、詩吟

〔いこいの里〕 いきいき講座：陶芸、華道、水墨画、七宝焼、俳句、大正琴、水彩画、書道
ボランティア講師による講座：百人一首、詩吟、写真、絵手紙、ストレッチ体操、小物作り、折り紙、ハーモニカ、フラワーアレンジメント

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178
いこいの里 電話 578-0678

●●老齡基礎年金—国

65 歳以上の方が対象です。希望により 60 歳から受けることもできますが、年齢に応じて減額されます。支払月は偶数月で誕生日の翌月より支給されます。

■年金額（昭和 16 年 4 月 2 日以後に生まれた方）

$$\begin{array}{l} \text{※1} \\ 780,900 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数} + \text{免除月数の合計}}{40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} \end{array}$$

※1 令和3年4月1日現在の年額

■条 件

原則として10年間以上の受給資格期間（＝保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間）が必要です。

※合算対象期間についてはお問い合わせください。

■手続きに必要なもの

- ①年金手帳
- ②住民票または戸籍謄本またはマイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ③請求者の預金通帳（写しでも可）
- ④配偶者が年金を受けている場合は、その証書など

◆受付の窓口◆※加入制度により一人一人受付窓口が異なります。

国民年金（第1号被保険者期間）のみ加入の方／市民課高齢医療・年金係

電話 555-1111 内線 137・138・140

上記以外の方／青梅年金事務所

電話 0428-30-3410

●●後期高齢者医療制度—国（令和3年8月1日現在）

75歳以上（ねたきりなど一定の障害の状態にある65歳以上）の高齢者については、75歳未満の人とは異なる自己負担割合・限度額が設定されている制度です。

■内 容

（1）診療のうけ方と自己負担

医療機関等へは「後期高齢者医療被保険者証」を提示し、かかった医療費の原則として1割（現役並み所得者は3割）をお支払いください。

（2）1か月の医療費の自己負担限度額

外来の場合は、個人単位での自己負担限度額が適用されます。入院を含む場合は、単身者でも世帯単位の自己負担限度額が適用されます。

自己負担限度額

負担割合	所得区分		外来＋入院	
			外来（個人ごと）	（世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690万円以上		252,600円＋【(10割分の医療費-842,000円)×1%】(多数回該当の場合 140,100円)	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380万円以上		167,400円＋【(10割分の医療費-558,000円)×1%】(多数回該当の場合 93,000円)	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145万円以上		80,100円＋【(10割分の医療費-267,000円)×1%】(多数回該当の場合 44,400円)	
1割	一 般		18,000円	57,600円 (多数回該当の場合 44,400円)
	住民税 非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※現役並み所得者・・・住民税課税所得が1,450,000円以上ある被保険者やその世帯にいる被保険者

※区分Ⅱ・・・・・・・・世帯の全員が住民税非課税である方

※区分Ⅰ・・・・・・・・世帯の全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の方

（3）一般病床への入院時の食事代（1食あたり）

一般病床に入院したときの食事代の自己負担は、次の標準負担額までです。

食事の標準負担額

一般、現役並みの所得のある方		460円	
※	区分Ⅱの方	90日までの入院（過去12か月の入院日数）	210円
		90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	160円
	区分Ⅰの方 ※		100円

※に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、担当窓口申請してください。

(4) 療養病床に入院したとき

療養病床に入院したときの食費と居住費の自己負担は、次の標準負担額までです。
 ※入院医療の必要性が高い方（人工呼吸器、静脈栄養などが必要な方や難病の方など）は、一般病床への入院時の食事代のみです。

食事・居住費の標準負担額

	1食当たりの食費		1日当たりの居住費
	入院医療の必要性が低い方	入院医療の必要性が高い方	
一般（下記以外の方）	460円※	460円※	370円
区分Ⅱ	210円	210円 （長期入院該当160円）	
区分Ⅰ	130円	100円	
老齢福祉年金受給者	100円	100円	0円

※保険医療機関の施設基準などにより420円の場合もあります。

◆受付の窓口◆ 市民課高齢医療・年金係 電話 555-1111 内線 137・138・140

●●健康なんでも相談

保健師・管理栄養士による、身体やこころ、食事のことに関する個別の相談が無料で受けられます。

■日 時

原則毎月第2・4木曜日 午後1時30分～午後3時

■会 場

保健センター

■利用方法

予約は必要ありません。直接会場にお越しください。

相談者が多い場合は、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
 電話 555-1111 内線 624～626

●●胃がん検診・肺がん検診

40歳以上の方が対象の検診です。年1回、無料で受診できます。

■検査内容

- (1) 胃がん…問診、胃部レントゲン撮影
 - (2) 肺がん…問診、胸部レントゲン撮影、喀痰検査
- ※喀痰検査は、別途検査条件があります。

■受診方法

保健センターにて実施します。

現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方、妊娠中またはその可能性のある方は受けられません。

■日 程

実施日程は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

事前に保健センターへお申し込みください。(窓口・電話での申込みはできません。)

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●乳がん検診

40歳以上の女性の方を対象とした検診です。隔年の受診となるため、前年度に受診していない方が、受けることができます。

■検査内容

問診、視触診、マンモグラフィー（乳房X線撮影）

■受診方法

協力医療機関にて実施します。健康保険証をお持ちください。

受診の際、一部自己負担が必要となります。生活保護受給者は、全額免除しますので、生活保護受給証明書を医療機関へ提出してください。

現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方、妊娠中またはその可能性のある方・授乳中の方は受けられません。

※保健センターにて集団検診も実施します。詳しくは広報・市公式サイト等でお知らせします。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

事前に保健センターへお申し込みください。(窓口・電話での申込みはできません。)

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●子宮頸がん検診

20歳以上の女性の方を対象とした検診です。無料で受診できます。隔年の受診となるため、前年度に受診していない方が、受けることができます。

■検査内容

問診、子宮頸部細胞診（必要に応じて子宮体部細胞診を実施）

■受診方法

協力医療機関にて実施します。健康保険証をお持ちください。

現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方は受けられません。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

事前に保健センターへお申し込みください。（窓口・電話での申込みはできません。）

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●大腸がん検診

40歳以上の方を対象とした検診です。年1回、無料で受診できます。

■検査内容

問診、便潜血反応検査 2日採便法

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。健康保険証をお持ちください。

現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方は受けられません。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関で事前に採便容器を受け取ってください。

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●肝炎ウイルス検診

40歳以上の方で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方を対象とした検診です。

無料で受診できます。

■検査内容

血液検査

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。健康保険証をお持ちください。
現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方は受けられません。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関で直接お受けください。

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●特定健康診査

40歳以上74歳以下の羽村市国民健康保険に加入している方を対象とした健診です。
年1回、無料で受診できます。

■健診内容

診察、血液検査（血清脂質・糖代謝・肝機能・腎機能・貧血等）、尿検査、心電図検査等

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。健康保険証をお持ちください。

※受診の際には、市が発行する受診券が必要です。（対象者へは個別に受診券を郵送します。）

※保健センターにて集団健診も実施します。詳しくは広報・市公式サイト等でお知らせします。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●後期高齢者医療健康診査

75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している方を対象とした健診です。
年1回、無料で受診できます。

■健診内容

診察、血液検査（血清脂質・糖代謝・肝機能・腎機能・貧血等）、尿検査、心電図検査等

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。健康保険証をお持ちください。

※受診の際には、市が発行する受診券が必要です。（対象者へは個別に受診券を郵送します。）

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●30歳・35歳健康診査

当該年度に30歳または35歳になる方で、同様の内容の健診を受ける機会のない方が対象の健診です。年度内一人1回、無料で受診できます。※妊産婦の方は対象外です。

■健診内容

診察、身体測定・血圧測定・血液検査（血清脂質・糖代謝・肝機能・腎機能・貧血等）、尿検査、心電図検査等

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。事前に保健センターでの申込みが必要です。

※受診の際には、健康保険証と申込時に市が発行する受診券が必要です。

※保健センターにて集団健診も実施します。詳しくは、広報・市公式サイト等でお知らせします。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

保健センターへ申込み後、受診票が届いたら指定医療機関で受診できます。

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●成人歯科健康診査

40歳以上の方を対象とした健診です。年1回、無料で受診できます。

■健診内容

問診、残存歯・義歯の状況、口腔衛生状態・歯周病の状況

■受診方法

市内協力歯科医療機関にて実施します。健康保険証をお持ちください。
現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方は受けられません。

■日 程

- (1) 40～64歳の方 6～7月
- (2) 65歳以上の方 9～10月

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623～626

●●高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

接種日現在で羽村市に住民登録があり、過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方のうち、以下のいずれかに該当する方。

- (1) その年度の4月2日以降に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方
- (2) その年度の4月2日以降に60～64歳になる方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方。（主治医にお尋ねください。）

■内 容

予防接種費用の一部を公費で負担します。生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は全額免除しますので、受給証明書等を医療機関へ提出してください。

■接種方法

市内協力医療機関にて実施します。健康保険証をお持ちください。

※接種の際には、保健センターから郵送する助成券が必要です。

※障害を有する方は、身体障害者手帳の写しや医師の診断書を医療機関へ提出してください。

■日程・助成額

実施期間、助成額は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●高齢者インフルエンザ予防接種

接種日当日において市内に居住している、(1) 65歳以上の方、および、(2) 60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方が対象です。これらに該当するかどうかは主治医にお尋ねください。

■内 容

予防接種費用の一部を公費で負担します。生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は全額免除しますので、受給証明書等を医療機関へ提出してください。

■接種方法

協力医療機関にて実施します。健康保険証をお持ちください。

上記の(2)に該当する方は、身体障害者手帳の写しや医師の診断書を医療機関へ提出してください。

■日程・費用

実施期間、費用は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

予約が必要な医療機関があります。事前に医療機関へお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課（羽村市保健センター内）
電話 555-1111 内線 623~626

●●骨髄移植ドナー支援事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄または末梢血幹細胞の提供を行った方などに助成金を交付します。

■内 容

(1) ドナー 1日2万円

(2) 勤務事業所 1日1万円 ※いずれも上限7日

■条 件

平成30年4月1日以降に骨髄等の提供が完了した方が対象です。

(1) ドナー 骨髄などの提供を行った日に市内に住所があり、骨髄等の提供完了を証明する書類の交付を受けた方

(2) 勤務事業所 (1) の勤務先である事業所(国・地方公共団体等および骨髓の提供に伴う休暇の取得が可能な事業所を除く)

■助成方法

骨髓等の提供を完了した日から1年以内に必要書類を保健センター窓口まで提出してください。

■手続きに必要なもの

- ① 骨髓ドナー支援事業助成金交付申請書
- ② 財団が発行する骨髓等の提供が完了したことを証明する書類
- ③ 骨髓移植ドナー支援事業助成金請求書
- ④ 振込先が確認できるもの(通帳・キャッシュカードなど)

◆問い合わせ◆ 羽村市福祉健康部健康課(羽村市保健センター内)
電話 555-1111 内線 622・623

3 助成・給付について

●●敬老金の支給

9月1日現在、市内にお住まいで、当該年度内に88歳・100歳に達する方の長寿を祝い、敬老金をお贈りします。

■内 容

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 88 歳 | 20,000 円 |
| (2) 100 歳 | 50,000 円 |

■お届け方法

毎年9月15日前後に、民生児童委員を通じて、直接お宅へお届けします。
100歳の方につきましては、市職員が直接お宅へお届けします。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 175~178

●●水道・下水道の使用料金の助成

70歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯が対象です。

■内 容

上下水道料の最小口径（13mm）1水栓分の基本料金を助成します。

■条 件

- ①世帯構成員全員の、助成を受ける年度（助成を受ける月が4月から6月までは前年度）の市民税が非課税であること
- ②生活保護受給世帯でないこと
- ③納期が到来している水道・下水道使用料の支払いが済んでいること

■助成方法

申請のあった月の基本料金分から7月、11月、3月に指定された口座に振り込みます。

■手続きに必要なもの

振り込み先の口座がわかるもの

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●福祉電話事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で電話がない世帯、70歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で電話がある世帯が対象です。

■内 容

基本使用料と通話料金（月600円まで）を助成し、電話のない世帯には電話を貸与します。

■条 件

- ①市内に親族が住んでいない方で、生計中心者の前年分の所得税（1月～6月までの間に行う申請については、前々年分の所得税）が年額42,000円以下の世帯で定期的に安否の確認が必要な方
- ②NTT 東日本とご契約の方

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176～178

●●自立支援住宅改修給付事業

おおむね65歳以上で日常生活動作の低下により住宅の改修が必要と認められる高齢者が対象です。

※住宅改修予防給付は介護保険法の規定による要介護および要支援認定の結果、非該当と認定された方が対象となります。住宅設備改修給付は要介護および要支援認定の結果、非該当、要支援1・2および要介護1から5と認定された方が対象です。

■内 容

住宅改修予防給付と住宅改修給付があります。

	改修内容	給付限度額 (助成額1割負担の場合)
住宅改修 予防給付	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・床の段差解消 ・滑り防止および移動円滑化等のための床材変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便器等への便器の取り替え ※これらの付帯工事を含む	200,000円 (助成額180,000円)
住宅設備 改修給付	浴槽の取り替えおよび 付帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円 (助成額341,100円)
	流し、洗面台の取り替えおよび 付帯して必要な給湯設備等の工事	156,000円 (助成額140,400円)

■費用

改修費の1割～3割。ただし、限度額を超えた部分については、全額自己負担です。

※生活保護受給者は限度額内の1割負担免除

※自己負担率は介護保険法の負担割合に準ずる。

■手続きに必要なもの

①工事見積書

②改修前後の図面

③家屋所有者の承諾書（自己所有以外の家屋にお住まいの方のみ。様式があります。）

■注意事項

改修後に申請されても対象になりませんので、必ず事前に申請願います。また、新築は給付の対象にはなりません。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176～178

●●おむつ給付事業

下記の◆4項目全てに該当する方が対象です。

◆羽村市に住所を有し、居住する在宅の65歳以上の方

◆生活保護法による保護の受給をしていない方

◆介護保険法に規定する介護保険施設等に入所していない方

◆次の①・②・③のいずれか1つに該当する方

①要介護3・4・5の認定を受けた方で常時おむつを着用する必要がある方

②要介護1・2の認定を受けた方で疾病等により常時失禁状態であると認められる方

③要支援1・2の認定を受けた方で疾病等により常時失禁状態であると認められる方

※ ①に該当する方については、申請書の提出が必要となります。

※ ②・③に該当する方については、申請書と医師の意見書（自己負担）の提出が必要となります。

※ 生活保護を受給中の方については生活保護費で対応できる場合がありますので担当のケースワーカーにご相談ください。

※市内に在宅でお過ごしの方への制度になります。住民登録をしたまま市外に居住（施設入所等）している方、入院中の方は対象外になります。

※介護認定の状況や市内の居住の有無等の対象要件については、随時確認をしております。

■内容

1人月4,000円分を限度として紙おむつ等を支給します。

■費用

限度額までは実費の1割、限度額を超えた分は全額自己負担です。

■手続きに必要なもの

- ①介護保険被保険者証
- ②上記の対象要件の②・③に該当の方は主治医の意見書（自己負担）

■注意事項

事前にご相談ください。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●家族介護慰労金の支給

重度要介護高齢者（要介護4または要介護5と認定された方）を在宅で介護している家族に対して慰労金を支給します。

■内 容

1 家族につき年額 100,000 円を支給

■条 件

次のすべての条件を満たす方

- ①市内に住所を有する要介護高齢者と同居あるいは同一敷地内に隣接している建物に居住し、支給基準日から過去1年間介護していることまたは市外の介護者の自宅において、支給基準日から過去1年間介護していること
- ②支給基準日の属する年度の前年度において、要介護者および介護者の属する世帯全員の方が非課税であること
- ③支給基準日の過去1年間、通算して7日以下の短期入所生活介護または短期入所療養介護の利用を除き介護保険サービスを利用していないこと
- ④要介護高齢者が、過去1年間、90日を超える入院をしていないこと

■手続きに必要なもの

- ①要介護高齢者の介護保険の保険証

※家族の方が羽村市に住民登録がない場合、別途書類の添付が必要になります

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係

電話 555-1111 内線 198

●●救急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで、常時注意を必要とする方が対象です。

■内 容

急病などの緊急事態に陥ったとき、ペンダント型の無線発報器等により東京消防庁に通報され、協力員が駆けつけるシステム、または、協力員がいない場合には、その信号を市が契約している登録事業者の受信センターが受信し、119番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるシステムにより、すみやかに救助を求めることができます。

■費 用

設置費および管理費の1割

※市民税非課税世帯および生活保護受給者は免除

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●住宅火災通報システム事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にあり、防火等の配慮が必要な方が対象です。

■内 容

家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を設置し、火災発生に伴う火災警報機からの信号を東京消防庁へ自動通報し、迅速な消火活動や救助を求めることができます。

■費 用

設置費および管理費の1割

※市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は免除

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●徘徊高齢者探索サービス事業

おおむね 65歳以上の徘徊行動のみられる認知症高齢者を在宅で介護している方が対象で

す。検索用機器の貸与と見守りシールの利用があります。

■内 容

(1) 検索用機器 (GPS 機能付端末)

徘徊高齢者探索用の発信機器を貸与し、位置情報の提供を行います。

※機種により保護支援・保護代行サービスも利用できます。

(2) 見守りシール

対象となる方の情報を登録したQRコード付シールを衣服等に貼り、発見者がQRコードを読み取ることにより、家族が自動的に通知を受け取ることができます。

■費 用

①検索機器の貸与 月額利用料の1割

※生活保護受給者は免除

※保護支援・保護代行サービスは全額利用者負担

②見守りシール 40枚まで無料 (追加購入は利用者負担)

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●配食サービス事業

60歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯などを対象に、見守りを兼ねて夕食をお届けします。

■内 容

(1) 配食日は月曜日から土曜日の週6回のうち希望曜日です。(祝日、年末年始は除く)

(2) 配食内容は、夕食で午後4時30分頃から午後5時30分頃に配達します。

■対 象

①60歳以上で市内在住の虚弱なひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯

②同居人が就労などのため、日中ひとりで通常の時間に夕食が摂れない方

③同居人が入院、長期出張などにより、一時的にひとりになる方

④同居人が障害者であるなどの理由により、食事の世話を受けられない方

■費 用

1食につき600円

◆問い合わせ◆ いこいの里 電話 578-0678

●●友愛訪問員の訪問事業

市内に親族がない等地域社会との交流が少ない65歳以上のひとり暮らし高齢者および

70 歳以上の高齢者のみの世帯が対象です。

■内 容

友愛訪問員がひとり暮らし高齢者などのお宅に定期的に訪問して、話し相手になることにより、孤独感を和らげ事故を未然に防ぐことなどを目的に実施します。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

5 その他

●●ねたきり高齢者等寝具乾燥事業

在宅の65歳以上のねたきり高齢者がいる世帯、ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で、病弱のため寝具の乾燥が困難な方が対象です。

■内容

常時使用している寝具を、月5枚を限度に乾燥を行います。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 176~178

●●福祉有償運送事業(ふれあいキャリア)―羽村市社会福祉協議会

公共交通機関(電車、バス、タクシー等)の利用が困難な障害者(児)および高齢者等で市内在住の方が対象です。

■内容

車いすやストレッチャーで乗車することのできる自動車で、病院への通院、生活必需品の買い物、公的行事への参加など、“ドア・ツー・ドア”(玄関から玄関)の利用ができます。

■利用できる方

次に掲げる要件のすべてに該当し利用会員登録している方

- ①羽村市在住
- ②羽村市社会福祉協議会の個人会員および同一世帯の家族
- ③身体障害者手帳の交付を受けている方または要支援および要介護認定を受け、介護保険証の交付を受けている方で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方

■利用会員登録

次に掲げるものをご持参いただき、利用会員登録申請書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。

- ①印鑑
- ②障害者手帳の写し(交付を受けていない場合は不要)
- ③介護保険証の写し(交付を受けていない場合は不要)
- ④生活保護を受給されている方は、生活保護受給証明書

※なお、羽村市心身障害者(児)タクシー費用助成または自動車ガソリン費用助成(P.38)を受けている方が会員登録した場合は助成限度額が半額になります。

■運行時間

毎日午前8時～午後6時(ただし、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。)

■運行範囲

羽村市、青梅市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、武蔵村山市

■利用申込

利用は予約制です。(電話予約可)

①利用は1週間あたり2回までです。

週1回目の予約受付：2か月前から2日前まで

週2回目の予約受付：2週間前から2日前まで

②受付は午前8時30分～午後5時

(土・日・祝日および12月29日から翌年1月3日までを除く。)

■利用料

事前に利用券を購入していただき、利用券でお支払ください。

	障害者登録の方	要介護者登録の方
1時間以内	350円	700円
1時間を超えるとき 30分の利用につき	175円	350円
キャンセル料 (運行当日)	350円	350円

※生活保護を受けている方の運行利用料は免除となります。

※駐車場・有料道路の料金は利用会員の負担となります。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 554-0380

●●家族介護支援事業

市内にお住まいの高齢者を在宅で介護している方が対象です。

■内 容

市内にお住まいの高齢者を在宅で介護している方に対して、介護者の心身の元気回復のための懇談会などを開催しています。

■費 用

費用がかかることもあります。

■手続き

事前にお知らせする広報やチラシ等をご確認いただき、お申込みください。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係

電話 555-1111 内線 198

●●福祉機器貸し出し事業

在宅で生活する高齢者や障害者などに対し、福祉機器の貸し出しを行います。

■内 容

一時的に福祉機器の貸し出しが必要となった市内在住の方で、介護保険の認定を受けていない在宅の高齢者または障害者等(一時的に必要な方も含む)の方が対象となります。貸し出す福祉機器は、「介護用ベッド」、「車椅子」です。

■注意事項

- (1) 貸し出しの対象者は次のいずれかに該当し、羽村市社会福祉協議会の会員である方が対象となります。
 - ①おおむね65歳以上の虚弱な高齢者
 - ②身体に障害がある方
 - ③身体に疾病、怪我等のある方
 - ④介護保険の認定を受けている方で、一時帰宅、旅行等により短期で使用される方
- (2) 貸し出し方法は、「介護用ベッド」は羽村市社会福祉協議会が業務委託した業者から貸し出しをします。「車椅子」は、直接窓口で貸し出します。
- (3) 貸し出し期間および費用

福祉機器名	貸し出し期間	費 用
介護用ベッド	6か月以内	2,000円/月
車椅子	1か月以内	無 料

※介護用ベッドについては、搬入・搬出時に別途利用者負担があります。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会 電話 555-1210

●●総合相談

高齢者やご家族などから介護サービスや生活に関する相談を受け付けします。状況に応じて訪問を行い、必要な支援を把握し、適切なサービスの利用などにつなぎます。

◆受付の窓口◆

羽村市地域包括支援センターあさひ(富士見平 1-3-1 エムマンション 1階A号室)
【担当区域】緑ヶ丘 富士見平 神明台 3・4丁目 双葉町 五ノ神(300番地台) 羽(4,000番地台) 川崎(600番地台) 横田基地内 電話 555-8815

羽村市地域包括支援センターあゆみ(羽加美 1-9-2)
【担当区域】栄町 小作台 羽西 羽加美 羽中 電話 570-1200

羽村市地域包括支援センターあかしあ(玉川 2-6-6 介護老人保健施設あかしあの里内)
【担当区域】五ノ神 神明台 1・2丁目 川崎 羽東 玉川 羽(清流)
電話 578-5508

●●権利擁護事業

高齢者虐待への対応、消費者被害や成年後見制度の利用に関する支援などを行い、高齢者の権利を守るお手伝いをします。

◆受付の窓口◆

羽村市地域包括支援センターあさひ（富士見平 1-3-1 エムマンション 1 階A号室）

【担当区域】 緑ヶ丘 富士見平 神明台 3・4 丁目 双葉町 五ノ神(300 番地台) 羽(4,000 番地台) 川崎 (600 番地台) 横田基地内 電話 555-8815

羽村市地域包括支援センターあゆみ（羽加美 1-9-2）

【担当区域】 栄町 小作台 羽西 羽加美 羽中 電話 570-1200

羽村市地域包括支援センターあかしあ（玉川 2-6-6 介護老人保健施設あかしあの里内）

【担当区域】 五ノ神 神明台 1・2 丁目 川崎 羽東 玉川 羽（清流）

電話 578-5508

●●養護老人ホームへの入所措置

原則として 65 歳以上の高齢者で次の要件のいずれにもあてはまる方が対象です。

- (1) 生活保護世帯、生活の状態が困窮している世帯
- (2) 心身上の障害のため、通常的生活を送ることが困難であり、かつ世話をしてくれる人がいない場合や、生活環境がきわめて悪い場合

※上記以外でも様々な状況が考えられるため、まずはご相談ください。

■内 容

食事などの提供、その他日常生活に必要なサービスなどが受けられます。

■条 件

入院治療を必要とするときは、入所できません。所得により、費用負担（本人および扶養義務者）があります。

■手続きに必要なもの

- ①健康診断書
- ②収入申告書
- ③現年度市民税課税（非課税）証明書（本人、扶養義務者）
- ④前年分給与所得の源泉徴収票または所得税の確定申告書（写）
- ⑤戸籍謄本等

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係 電話 555-1111 内線 175~178

●●廃棄物処理手数料の減免—市

在宅の老齢福祉年金受給者に、廃棄物処理手数料の免除制度があります。

＜市指定収集袋（ごみ袋）の交付＞

■受付期間

一斉受付…11月（詳しくは10月の広報はむらでお知らせします。）

随時受付…転入や申請を忘れてしまったなどの場合は、随時受付しています。

■交付枚数（一斉受付期間に申請した場合です。途中申請の場合は月割りの枚数となります。）

燃やせるごみ用 小袋（10リットル袋）110枚

燃やせないごみ用 小袋（10リットル袋）30枚

■手続きに必要なもの

老齢福祉年金証書

※代理の方が袋を受領する場合はこの他に代理の方の身分を証明するものが必要です。

＜粗大ごみ等の廃棄物処理手数料の免除＞

粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を免除します。詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 生活環境課生活環境係 電話 555-1111 内線 222・204・205

